

～ 育児休業に伴う代替職員の募集について ～

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第7条第1項の規定に基づく臨時的任用職員の募集

会計検査院では、職員が育児休業を取得している間の代替職員の募集を行います。募集要領は以下のとおりです。

1. 業務内容

会計検査院事務総局における係員級職員として、課内の一般的な庶務業務(パソコンによる文書の作成、データの入力、書類の整理、電話対応、来客者の接遇、その他職員の業務に対する補助)や検査業務の補助

2. 募集人員

1名

3. 応募資格

高卒以上又はそれと同等以上の学力を有する方

※以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

1. 日本国籍を有しない者
2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用形態

育児休業法等に基づき、常勤の国家公務員として採用

5. 任用期間

育児休業職員の育児休業に係る期間(平成25年9月17日から26年3月31日までを予定。)

6. 勤務条件等

- (1)勤務地：会計検査院(東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館)
- (2)給与月額：155,976円～(地域手当等を含む。学歴、職歴等に応じて決定。)
- (3)諸手当：通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等(法令等に基づき支給。)
- (4)勤務日：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く。)
- (5)勤務時間：次のA又はBのいずれか(原則として本院で指定させていただきます。)
 - A：9時00分から17時45分
 - B：9時30分から18時15分※(A及びB共に休憩時間12時～13時)
- (6)休暇：年次休暇、特別休暇等あり
- (7)服務：国家公務員法に定める服務規定の適用あり
- (8)社会保険：法令に基づき、健康保険、厚生年金保険に加入

7. 応募要領

- (1)応募方法：下記宛先までメールまたは郵送にて①履歴書(様式自由、写真貼付、電話番号及びメールアドレスを記載してください。)及び②職務経歴書(様式自由)を送付してください。
- (2)応募期間：平成25年8月14日(水)書類必着
- (3)選考方法：一次選考(書類審査)、二次選考(面接審査及び作文審査)
書類審査の結果、二次選考を行うこととなった方のみ、面接等の日時をご連絡いたします。
- (4)その他：応募書類についての秘密は厳守します。
応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。
また、採用された方には、原則として各自で健康診断を受診していただきます。
- (5)宛先：会計検査院事務総長官房人事課人事係
〒100-8941東京都千代田区霞が関3-2-2中央合同庁舎第7号館
TEL：03-3581-8122
E-Mail：recruit@jbaudit.go.jp